特別養護老人ホームわとなーる桜川

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

サービス種別 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険事業所番号 第 1390200226 号

1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 わとなーる

(2) 所在地 青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397番地

(3) 電話番号 0174-27-3445

(4) FAX 0174-27-3457

(5) 代表者 理事長 村元 裕

(6) 設立年月日 平成8年4月1日

2. 当該施設

(1) 施設名 特別養護老人ホーム わとなーる桜川

(2) 所在地 東京都中央区入船1丁目1番13号

(3) 電話番号 03-6275-2714

(4) FAX 03-6275-2713

(5) 施設長 塩手 慈孝

(6) 定員 29名

(7) 開設年月日 令和3年3月22日

3. 居室の概要

種 類	数	種 類	数	種 類	数
個 室	2 9	医務室	1		
地域交流スペース	1	機械浴室	4		
面会相談室	1	共同生活室	3		
事務室	1				

上記は、厚生労働省が定める基準によりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

4. 職員配置

職名	人数
施設長	1人
介護支援専門員	1人以上
生活相談員	1人以上
介護職員	11人以上
看護職員	2人以上
機能訓練指導員	1人以上
栄養士	1人以上
医師	1人以上(非常勤)
調理師	業務委託

5. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できる方は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる方です。
- (2) 特例入所は以下の点を考慮して判断します。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思 疎通の困難さ頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や 意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家庭等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (3) 令和3年3月22日以降に入所された方が要介護1又は2と認定された場合、特例入所が認められなければ入所の継続はできません。
- (4) 入居後に自立又は要支援と認定された場合、入所の継続はできません。
- (5) 入所契約の締結前に所定の用紙にて感染症等に関する健康診断を受け、その診断 書の提出をお願いします。

6. 勤務体制

職名	勤務時間
生活相談員	9:00~18:00
介護支援専門員	9:00~18:00
	早番 7:00~16:00
	日勤 9:00~18:00
 介護職員	遅番 11:00~20:00
刀	遅番A 13:00~22:00
	夜勤A 17:00~10:00
	夜勤B 22:00~ 7:00
看護職員	日勤 9:00~18:00

※ 特別なプログラム及び緊急時の対応によって、勤務時間が変更となる場合があります。

7. 提供するサービス内容

(1) 食事

朝食 8:00~10:00 昼食 12:00~14:00 夕食 17:30~19:30

※ただし、入居者の生活習慣や希望に合わせた時間に提供することも可能とする。

(2)入浴

毎週2回以上、入浴を行います。但し、入居者に傷病や感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合には清拭を行います。

(3) 介護

利用者個々のケアプランに基づき、介護サービスを提供します。排泄については、利用者の状況に応じて介助を行い、自立についても適切な援助を行ないます。寝たきり防止のため、体調を考慮した上でできる限り離床を行います。利用者個々を尊重し、適切な整容が行なわれるように援助します。

(4)機能訓練

機能訓練指導員を配置し、身体機能の低下予防のため、利用者の状況に応じた機能訓練を行ないます。

(5) 生活相談

生活相談員を配置し、家族の相談及び本人の希望について可能な限り必要な援助を行なうように努めます。

(6) 健康管理

医師・看護職員を配置し、日々の生活を安心して送れるよう健康管理に努めます。

(7) 特別食の提供

利用者から注文があれば、実施できるものについて相談しながら実施します。 なお、特別食を提供した場合及び希望食については実費負担となります。(基本 食事サービス費を控除した金額)

(8) 理容サービス

理容師の出張サービスがあります。料金は実費となります。

(9) レクリエーション

活気や潤いのある生活を送れるよう、季節に応じ施設内・外の活動を企画します。 感染症の流行期に実施する場合は、十分な予防対策を行います。

(10) その他

教養娯楽として、行事・クラブ活動があります。教材費については実費負担となります。

8. 利用料金

(1) 施設入居者介護サービス費(1日あたりの基本料金)

介護認定	単位数	1日あたりの 介護報酬(円)	1日あたりの 自己負担額(円)
要介護1	682	7, 433	7 4 4
要介護 2	7 5 3	8, 207	8 2 1
要介護3	8 2 8	9,025	903
要介護 4	901	9,821	982
要介護 5	971	10, 584	1, 058

(2)食費

1日あたり 1,445円

(負担段階第1段階~第4段階に区分されます) (単位:円/日)

		基準費用額			
負担段階	第1段階	第4段階			
食 費	3 0 0	300 390 650 1360			

(3) 居住費

1日あたり 2,066円

(負担段階第1段階~第4段階に区分されます) (単位:円/日)

		基準費用額		
負担段階	第1段階 第2段階 第3段階			第4段階
ユニット型	8 2 0	8 2 0	1, 310	2, 066

(注1) 入居者が入院・外泊した場合でも居室が確保されている場合は、居住費を請求します。但し、補足給付が支給されている入居者については、 外泊時加算の対象期間とします。

(4) 加算料金

日単位

口甲似			単位数	1日あたりの 介護報酬(円)	1日あたりの 自己負担額(円)
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		4 6	5 0 1	5 1	
看護体制加算		(I) /	1 2	1 3 0	1 3
有废件削加异		(Ⅱ)イ	2 3	2 5 0	2 5
夜勤職員配置加算	算(Ⅱ) イ		4 6	5 0 1	5 1
個別機能訓練加算		(I)	1 2	1 3 0	1 3
若年性認知症入局	居者受入加算	Ì	1 2 0	1, 308	1 3 1
精神科医療養加算			5	5 4	6
初期加算			3 0	3 2 7	3 3
外泊時費用			2 4 6	2, 681	269
栄養マネジメント	栄養マネジメント加算			152	1 6
栄養マネジメン	強化加算		1 1	1 1 9	1 2
経口移行加算			2 8	3 0 5	3 1
	死亡日以前 以上45日		7 2	784	7 9
看取り介護加算	死亡日以前 上30日以		1 4 4	1, 569	157
(I)	死亡日の前 前々日	前日及び	680	7, 412	7 4 2
	死亡日		1, 280	13, 952	1, 396
	死亡日以前 以上45日	以下	7 2	784	7 9
看取り介護加算	死亡日以前 上30日以		1 4 4	1, 569	157
(II)	死亡日以前 上30日以		780	8, 502	8 5 1
	死亡日		1, 580	17, 222	1, 723
在宅復帰支援機能	上加算		1 0	1 0 9	1 1
在宅・入所相互和	川用加算		4 0	4 3 6	4 4

認知症専門ケア加算	(I)	3	3 2	4
	(II)	4	4 3	5
認知症行動・心理症状緊急対	200	2, 180	2 1 8	
障碍者生活支援体制加算(I	障碍者生活支援体制加算(I)			2 9
	(I)イ	1 8	196	2 0
サービス提供体制強化加算	(I) ¤	1 2	1 3 0	1 3
	(II)	6	6 5	7

月単位

77 十匹				
			1月あたりの	1月あたりの
			介護報酬(円)	自己負担額(円)
生活機能向上連携加算	(I)	100	1, 090	1 0 9
生佔機能鬥工建揚加昇	(II)	200	2, 180	2 1 8
個別機能訓練加算	(II)	2 0	2 1 8	2 2
	(I)	1 0	109	1 1
排せつ支援加算	(II)	1 5	163	1 7
	(Ⅲ)	2 0	2 1 8	2 2
口腔衛生管理加算	(I)	9 0	981	9 9
口腔倒生官理加昇	(II)	1 1 0	1, 199	1 2 0
褥瘡マネジメント加算	(I)	3	3 2	4
	(II)	1 3	1 4 1	1 5
経口維持加算		400	4, 360	4 3 6
科学的介護推進体制加算	(I)	4 0	4 3 6	4 4
付于10月暖性医体的加昇	(II)	5 0	5 4 5	5 5
ADL維持等加算	(I)	3 0	3 2 7	3 3
110 口が11 4701年	(II)	6 0	6 5 4	6 6
自立支援促進加算		3 0 0	3, 270	3 2 7

回単位 (1回につき算定)

	光	1回あたりの	1回あたりの
	単位数	介護報酬(円)	自己負担額(円)
再入所時栄養連携加算	4 0 0	4, 360	4 3 6
療養食加算	6	6 5	7
退所前訪問相談援助加算	4 6 0	5, 014	5 0 2
退所後訪問相談援助加算	4 6 0	5, 014	5 0 2

退所時相談援助加算	4 0 0	4, 360	4 3 6
退所前連携加算	5 0 0	5, 450	5 4 5
安全対策体制加算	2 0	2 1 8	2 2

- *自己負担額は、介護報酬の1割、2割又は3割です。(2割、3割に該当する方は 別紙料金表参照)
 - *算定要件を満たした場合に算定するので、加算項目を変更する場合があります。
 - *地域区分単価 (1単位に10.90円を乗じます。)

(5) その他の利用料金

①日常生活費

日常生活費は下記の内容です。ご自身で必要品をお支度いただくことも可能です。この場合、一度に保管できる量に限りがありますので、ご相談ください。

項	1		内	訳	料 金
		パック I	洗顔タオル、	歯ブラシ、歯磨き粉	40円/目
日常生活費	Ĩ	パック Ⅱ	洗顔タオル、 入歯安定剤	入歯洗浄剤、	60円/日

②個別サービス利用料金

項目	内 訳	料 金
理美容サービス	カット	実 費
	顔そり、カラー	実 費
クラブ活動	講師謝礼等	実 費
	作業材料費	実 費
レクリエーション 行 事	花見・夏祭り・敬老会・新年会 等	実費
電気製品 個別使用料	テレビ (個人で使用するもの)	1月20円
	冷蔵庫(個人で使用するもの)	1月40円
	DVD プレイヤー (個人で使用するもの)	1月10円
	パソコン (個人で使用するもの)	1月10円
	電気補助暖房器(電気毛布、電気アンカ 等個人で使用するもの)	1月100円
教養娯楽費	参加者を募って実施するクラブ活動等	実 費
交通費	買い物・諸手続代行	実 費

- *その他個別で希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。
- *電気製品使用料については、1日当たりの計算とします。
- *その他、個別で必要とする物(ただしオムツを除きます)につきましては、その都 度実費をいただきます。

③追加的費用

追加費用	サービス内容	料	金
希望食	希望食(食形態等に応じて)	実	費
特別食	特別献立および特別食材(行事食等)	実	費

(6) 文書料

サービス項目	サービス内容	料	金
診断書	非常勤医師が書いた場合	実	費
死亡診断書	非常勤医師がかいた場合	実	費
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚	10円

- (7) 方法はゆうちょ銀行(郵便局)自動振替または銀行振り込みです。
- (8) ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に関わる料金(3,200円)を 負担していただきます。

9. 入所中の医療の提供

1)嘱託医

嘱託医の名称

新富げんかクリニック 源河敦史院長 江越佳代先生 東京都中央区新富 2-14-5 富士窯業株式会社 2F・3F

所在地 診療科

内科 消化器内科 循環器内科 外科 皮膚科

アレルギー科

2) 協力医療機関

医療機関の名称

医療法人社団 葛西中央病院 東京都江戸川区舟堀7-10-3

所在地 診療科

内科 整形外科 泌尿器科

3)協力歯科医療機関

医療機関の名称

医療法人社団 聖陵会

所在地

東京都北区上中里 1-37-15 大林フローラ上中里 1 階

診療科

歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科

- 10. 施設を退所する場合(契約の終了)
 - 1) 当施設との契約では、終了する期日はとくに決めていませんが、以下のような事項に該当する場合、契約は終了し、退所していただくことになります。
 - ①要介護認定により、自立または要支援と判断された場合。

- ②令和3年3月22日以降に入居された方で入居後要介護1又は2と判定された場合。(居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例入所が認められた場合を除く。)特例入所は5項(2)を考慮して判断する。
- ③介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できない場合。
- ④利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- ⑤サービス利用料金の支払いが、3か月以上遅延し、利用者及び保証人に料金を 支払うよう催告したにも係わらず、14日以内に支払われない場合。
- ⑥利用者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは、他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等で、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑦利用者が連続して概ね3か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑧利用者死亡の場合。

2) 円滑な退所のための援助

- ①適切な病院等もしくは介護保険施設等の紹介
- ②その他、保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

11. 緊急連絡先の対応

ご利用者の容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方にご連絡します。

- ・長期の旅行、外出、入院等で連絡が取れない場合は事前にお知らせをお願いします。
- ・連絡先の変更については都度申告して下さい。

12. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに保険者及び所在地の区市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、 事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、 その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。なお、当施設の介護サー ビスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害 賠償いたします。

13. 非常災害時の対策

1) 非常時の対応

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護わとなーる桜川消防計画により対応します

2) 防災設備

屋内消化栓・消火器・スプリンクラー設備・防火扉・自動火災報知機・非常警報装置・誘導灯・火災通報装置・自家発電設備・畜電池設備

3) 防災訓練

年2回以上、夜間および自然災害を想定した避難訓練を実施致します。

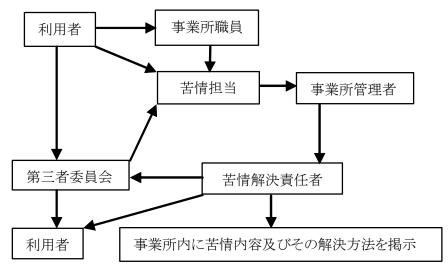
4) 防火管理者 塩手 慈孝

14. サービス内容に関する苦情

1) 当事業所お客様相談・苦情担当者及び責任者 相談・苦情担当者 井草 輝美 責任者 塩手 慈孝 電話番号 03-6275-2714

受付時間 9時00分~17時00分(以外でも24時間受付可能)

2) 苦情処理体制



3) その他

当事業所以外に、お住まいの区市町村または国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

中央区役所 福祉保健部 介護保険課 指導担当

電 話 03-3546-5749

受付時間 8時30分 ~ 17時00分 (平日のみ)

中央区 福祉サービス苦情対応委員会

電 話 03-3546-8373

FAX 03-3546-8373

受付時間 13時00分 ~ 17時00分 (毎月第1・3水曜日)

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター 「ステップ中央」

電 話 03-3206-0567

FAX 03-3523-6386

メール step@shakyo-chuo-city.jp

運営適正化委員会 (東京都社会福祉協議会)

電 話 03-5283-7020

受付時間 9時00分 ~ 17時00分 (平日のみ)

国民健康保険団体連合会 介護保険サービス苦情相談窓口

電 話 03-6238-0177

受付時間 9時00分 ~ 17時00分 (平日のみ)

15. 当施設のサービスを受けていただくための留意事項

1)面会

面会時間は原則として10:00から18:00ですが、それ以外の時間もご連絡を頂ければ可能な限り対応致します。感染症の流行期は対面での面会をお断りさせて頂くことがあります。

2) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合、行先と時間を職員にお申し出ください。 外泊が6日以上となる場合は事前にご相談ください。

3) 持参品・金品

自分の居室に収まる分は持ち込み自由です。ただし、契約者又は他の利用者の生活に著しく支障や危険を負わせる可能性があると判断された物に関しては、持ち込むことができません。あらかじめ施設側にご相談ください。

4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。ただし、食費は日額でご請求 させていただきます。(3食不要の場合にはご請求いたしません。)

5) 施設·設備

契約終了時に経年劣化や日常生活における通常損耗の場合は、居室を契約時と同様に現状回復する必要はありません。万が一故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損においては、サービスに対する利用料金と別途、修繕費を支払うものとします。

6) 喫煙

施設内は全館禁煙です。

7) 遺留品

退所時に遺留品がある場合は原則として全て契約者及び身元引受人に引き取って頂きます。例外的に事業者が処分依頼を受けるときは、処分費用の負担をして頂きます。また、遺留品の一覧を作成し双方が確認することとします。

16. 秘密の保持について

- 1) 事業者および従業者は、正当な理由がなくその業務にあたり知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- 2) 従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者および家族の秘密を漏らしません。
- 3) 事業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議で 必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲 内で利用者または家族の個人情報を用います。

17. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を鑑み、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合もあります。

なお、当事業者は損保ジャパン日本興亜(株)と損害賠償責任保険契約を結んでおります。

特別養護老人ホーム わとなーる桜川のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明行いました。

事業者

所在地 東京都中央区入船1丁目1-13 名 称 特別養護老人ホーム わとなーる桜川

説明者 井草 輝美 印

私は、本書面に基づき、事業者からユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、説明内容について同意します。

利用者

<u>住</u> 所 氏 名 印

保証人

 住 所

 氏 名
 印

 続 柄